

平成 2 9 年 第 4 回 定 例 会

総務企画常任委員会会議概要

委 員 長 奈良岡 隆

副委員長 村 川 みどり

1 開催日 平成29年12月14日（木曜日）

2 開催場所 第1委員会室

3 審査案件

- 議案第177号 青森市事務分掌条例の一部を改正する条例の制定について
議案第182号 契約の締結について（青森市役所新市庁舎建設電気設備工事）
議案第183号 契約の締結について（青森市役所新市庁舎建設機械設備工事）
議案第207号 字の区域の変更について
議案第221号 青森市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について
諮問第8号 下水道使用料の督促処分に対する審査請求に係る諮問について
諮問第9号 下水道使用料の徴収処分に対する審査請求に係る諮問について
諮問第10号 下水道使用料の徴収処分に対する審査請求に係る諮問について
諮問第11号 下水道使用料の督促処分に対する審査請求に係る諮問について
諮問第12号 下水道使用料の督促処分に対する審査請求に係る諮問について
諮問第13号 下水道使用料の徴収処分に対する審査請求に係る諮問について
諮問第14号 下水道使用料の督促処分に対する審査請求に係る諮問について
諮問第15号 下水道使用料の徴収処分に対する審査請求に係る諮問について

○出席委員

委員長	奈良岡	隆	委員	仲	谷	良	子
副委員長	村	川	みどり	委員	大	矢	保
委員	山	脇	智	委員	赤	木	長
委員	奈	良	祥	孝	委員	花	田
委員	小	豆	畑	緑		明	仁

○欠席委員

なし

○説明のため出席した者の職氏名

市民政策部長	福井正樹	市民政策部参事	田中聡子
市民政策部理事	横内修	総務部参事	小野正貴
市民政策部理事	舘田一弥	総務部参事	廣津明男
総務部長	鈴木裕司	総務部参事	山谷直大
総務部理事	加藤文男	総務部参事	大久保文人
総務部理事	蝦名幸悦	財務部次長	川村敬貴
財務部長	小川徳久	財務部参事	奥崎文昭
会計管理者	小鹿継仁	浪岡事務所次長	長谷川敬
選挙管理委員会事務局長	三上正俊	企画課長	菊池朋康
監査委員事務局長	貝森敦子	関係課長等	

○事務局出席職員氏名

議事調査課主査	花田昌	議事調査課長	齋藤賢剛
---------	-----	--------	------

○奈良岡隆委員長 ただいまから総務企画常任委員会を開会いたします。

相馬浪岡事務所副所長が他の常任委員会に付託された浪岡事務所所管の審査事件の説明のため欠席です。

それでは、今期定例会において本委員会に付託されました議案 5 件及び諮問 8 件の計 13 件について、ただいまから審査いたします。

初めに、議案第 177 号「青森市事務分掌条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。

なお、本件については、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 23 条第 2 項の規定に基づき教育委員会の意見を求める必要があり、先ほどの本会議で議長から報告があったとおり、教育委員会からの回答として「教育に関する事務に係る議案に対する意見」が 12 月 13 日に提出されたことを申し添えます。

それでは、本案に対する説明を当局から求めます。総務部長。

○鈴木裕司総務部長 おはようございます。（「おはようございます」と呼ぶ者あり）議案第 177 号青森市事務分掌条例の一部を改正する条例の制定について御説明申し上げます。

本条例案は、平成 30 年度に向けた組織・機構の見直しに伴いまして、組織の分掌事務等について定めました青森市事務分掌条例を改正しようとするものであります。

改正の趣旨ですけれども、お手元の資料の 2 にありますとおり、平成 30 年度から本格的に「挑戦を誇れる街、青森市」の実現に向けまして、まちづくりのプランニングに着手していくための組織体制を整備しようとするもので、その具体的内容につきましては、資料の 3 の改正内容に沿って御説明申し上げます。

このたびの組織・機構の見直しでは、大きく 2 つの見直しを行うこととしております。

その 1 つ目として、(1) から (3) までに記載した 3 つの部の再編であります。

(1) につきましては、市民政策部の政策立案・調整部門と財務部の財政部門を一元的に所管する企画部を新たに設置しようとするものであります。これは企画部門の強化、すなわち、財政の裏づけのある企画を行うという視点から、政策の企画立案と予算編成を連動させ、政策課題に効果的かつ効率的に対応するため行うものであります。

(2) につきましては、駅前庁舎への総合窓口設置に合わせまして、主に窓口手続を担当します市民生活部に町会や N P O などの地域活動を支援します市民協働推進課を集約することで、市民の皆様にもっとわかりやすく便利に利用していただける組織・体制を整えようとするものであります。このた

め、部の名称も市民のための部とわかりやすいようにしたいという思いから市民部に改称いたします。

(3)につきましては、平成30年度からの国民健康保険事業の広域化を踏まえまして、財務部の税務部門と福祉部の国民健康保険税の担当部門を一括で管理することとし、新たに税務部として統合しようとするものであります。

そして、見直しの2つ目であります。

現在、教育委員会事務局が担当しておりますスポーツに関する事務について、学校体育の部分を除きまして市長部局の経済部に移管しようとするものであります。これは(4)に記載のとおり、「地域と共に歩むスポーツ」の理念に沿ってスポーツ王国あおもりを世界に拓げるため、2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会や2025年第80回国民体育大会を視野に行うもので、平成30年度から経済部において地域の実情や住民のニーズに応じ地域づくりという観点から、観光・交流部門と連携しながらスポーツに関する事務について一体的に担当しようとするものであります。

なお、これに伴いまして、資料下段に記載の青森市スポーツ推進審議会条例等4つの条例について、これら4つの条例の中に規定されております教育委員会という語句を市長に改めるなど、所要の整理も行うものです。

4の施行期日であります、平成30年4月1日としております。

最後に参考資料として、資料2及び3ページ目に「平成30年度 組織・機構の見直し 主要項目」と題しまして、ただいま御説明申し上げました(1)から(4)までを組織図の形で示しております。

組織図に記載されております各課の名称につきましては、条例の規定事項ではありませんので、本改正条例案の御議決をいただけた後には所要の整備を規則等で進める予定としております。

また、資料の4ページ目以降につきましては、青森市事務分掌条例及び関係条例の新旧対照表を示しておりますが、その内容については先ほど御説明したとおりですので、説明は割愛させていただきます。

以上、御説明申し上げましたが、御議決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

以上でございます。

○奈良岡隆委員長 これより質疑を行います。

御質疑ありませんか。村川委員。

○村川みどり委員 資料の(3)の国保医療年金課を税務部に移管することなんですけれども、福祉部に対しての意見聴取みたいなのはやったんでしょうか。

○奈良岡隆委員長 総務部長。

○鈴木裕司総務部長 まず、機構改革案を策定した後にそれぞれ関係する部

局の長に対して意見照会を行っております。

○奈良岡隆委員長 村川委員。

○村川みどり委員 それはどのような聴き方をして、どのような答えだったんですか。

○奈良岡隆委員長 総務部長。

○鈴木裕司総務部長 まずはこの機構図案をお示しした上で、機構改革の意図を口頭でお示しました。その上で、各部局の長から御意見をいただいて、福祉部長からは、内容としては了とするものの、いわゆるその他の部との連携、現在、福祉部として国保医療年金課がとっている、例えば保健部との連携についての執務についてよろしく願いますという意見がありました。

以上であります。

○奈良岡隆委員長 村川委員。

○村川みどり委員 どのような聴き方をしたんでしょうか。

○奈良岡隆委員長 総務部長。

○鈴木裕司総務部長 手法としては、機構図を示しながら、口頭でお聴きしました。その口頭での説明としては、機構改革の意図を説明しました。

以上です。

○奈良岡隆委員長 村川委員。

○村川みどり委員 やっぱり国民健康保険というのは社会保障の1つなので、税部門には加えるべきじゃないものであって、そもそも社会保障として国民健康保険ができたということからいけば、単なる税、保険税として見るべきものじゃなくて、福祉として見ていかなければならないのが国民健康保険なんです。それをぽんと税部門に移管するということには賛成できません。それで、国民健康保険法の第1条にもきちんと国民健康保険は社会保障だと明記されているので、税部門に移管することはなじまないと考えています。

あとそれから、資料の(4)のスポーツに関して、教育委員会から経済部に移管するということなんですけれども、まず、さっき奈良岡委員長も報告したとおり意見を聴かなければならないということだったんですけれども、本改正条例案を提出する前に聴いておかなかったのはなぜなんですか。

○奈良岡隆委員長 総務部長。

○鈴木裕司総務部長 先ほど奈良岡委員長もしくはけさの議長から報告があったのは、事務分掌条例の内容に教育委員会の事項が含まれていますので、このことについては地方教育行政の組織及び運営に関する事項で議会が教育委員会に意見を聴くという手続に対応したものです。

そして、もう1つは、先ほど各部局の長にどのように意見聴取したかという村川委員からの御質問の部分で、教育委員会のほうにもこの内容については説明をした上で了という意見をもらっているんですけれども、その了とい

う意見をもらうために、教育委員会会議にこの案件についての御報告をしていただいて、教育委員会としての了承を得た上で提案しております。手順段取りとしてはそういう手順を取っております。

以上でございます。

○奈良岡隆委員長 村川委員。

○村川みどり委員 段取りが遅かったということではないということですか。

○奈良岡隆委員長 総務部長。

○鈴木裕司総務部長 遅いということではないです。議会に提案しなければならない事務分掌条例ですので、その提案に先立って、それぞれ踏まなければならない手順段取りがありますので、それに従って、遅くはない時期にきちんと手順手続を踏んでおります。

○奈良岡隆委員長 村川委員。

○村川みどり委員 手順についてはわかりました。

ここで書いているのは、2020年の東京オリンピックを視野にとということなんですけれども、オリンピックが終わったら元の機構に戻すということですか。

○奈良岡隆委員長 総務部長。

○鈴木裕司総務部長 オリンピックが終わったら戻すということについては将来の判断になるので、今ここでどういう予定ですとお答えはできないんですけれども、基本的に2020年の東京オリンピック・パラリンピックとその後の青森県で開催されます国民体育大会を踏まえての今回の機構改革ですので、少なくともそれらが終了するまではその体制で行きたいと思っています。しかも、学校体育についての部分を除いて市長事務部局に移管していますので、それらオリンピック、国民体育大会が終わった後の市長事務部局での扱い方というのはその時点での判断になるかと思います。

以上です。

○奈良岡隆委員長 村川委員。

○村川みどり委員 オリンピック憲章というものがあるんですけれども、その中には根本原則が示されていて、オリンピズムはスポーツを文化や教育と融合させ、生き方の創造を探求するものであるというふうに示されていて、やっぱり文化と教育はオリンピックでは切っても切り離せないものだとわられています。

それから、もう一つは、同憲章の中にいろいろなことが書かれているんですけども、スポーツを政治的あるいは商業的に利用することには反対であると示されています。今回やろうとしている機構改革において、スポーツを経済部に移行するということはやはり商業的にも利用する意図があるのではないかと考えています。

ですから、今回、教育委員会から経済部に移すということにも賛成できないし、やっぱりスポーツというのは小さい時から中学校までで分割してやるものでもないし、生涯にわたってスポーツをやる権利というのが認められているので分断するというのもふさわしくないし、経済にオリンピックを重ね合わせるということには反対です。

以上です。

○奈良岡隆委員長 ほかに発言ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○奈良岡隆委員長 なければ、質疑はこれにて終了いたします。

これより採決いたします。

本案については、原案のとおり可決すべきものと決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」「異議あり」と呼ぶ者あり〕

○奈良岡隆委員長 御異議がありますので、起立により採決いたします。

議案第 177 号については、原案のとおり可決すべきものと決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○奈良岡隆委員長 起立多数であります。

よって、議案第 177 号は、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第 182 号「契約の締結について（青森市役所新市庁舎建設電気設備工事）」を議題といたします。

本案に対する説明を当局から求めます。加藤総務部理事。

○加藤文男総務部理事 議案第 182 号契約の締結について（青森市役所新市庁舎建設電気設備工事）について御説明申し上げます。

お手元の契約の締結についての資料をごらんください。

3 の工事内容から御説明申し上げます。工事内容につきましては、青森市役所新市庁舎建設工事を行うに際し、それに付随する電気設備工事を行うものであります。

4 の工期につきましては、平成 31 年 9 月 30 日までとなっております。

5 の構造・規模につきましては、資料記載のとおりとなっております。

6 の工事種目につきましては、電灯設備工事を初め、動力設備工事、受変電設備工事のほか、資料記載の各工事となっております。

7 の入札結果につきましては、平成 29 年 10 月 30 日に一般競争入札を執行した結果、予定価格内で落札されましたので、3 億 9611 万 9160 円で株式会社洋電社と契約を締結しようとするものであります。

なお、参考資料として入札執行票及び公告を添付しております。

以上、御説明申し上げますが、御議決賜りますようよろしくお願いいた

します。

また、新市庁舎の新築工事の本体工事となります青森市役所新市庁舎建設工事の入札につきましては、平成 29 年 11 月 27 日に再度の公告を行ったところであり、本日午後 1 時に開札を予定しております。

開札の結果、予定価格内での入札があった場合には、落札者との仮契約等、所定の手続きを経た上で議会との調整を図り、可能であれば今定例会での契約案件に係る議案の提出を目指したいと考えております。

以上でございます。

○奈良岡隆委員長 これより質疑を行います。

御質疑ありませんか。大矢委員。

○大矢保委員 予定価格が約 4 億 7200 万円になってるんですけども、4 億円を超えると国土交通省から J V を踏まなきゃだめだというような指導は来てませんか。

○奈良岡隆委員長 加藤総務部理事。

○加藤文男総務部理事 ただいまの御質問にお答えします。J V の共同企業体の規模であります。示されているのは 5 億円を下回らない金額となっております。

以上でございます。

○奈良岡隆委員長 大矢委員。

○大矢保委員 いつから 4 億円から 5 億円に変更になったんですか。

○奈良岡隆委員長 加藤総務部理事。

○加藤文男総務部理事 その経緯についてはちょっと手元に資料ありませんが、現時点では 5 億円を下回らないものとされております。

以上です。

○奈良岡隆委員長 ほかに発言ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○奈良岡隆委員長 なければ、質疑はこれにて終了いたします。

これより採決いたします。

本案については、原案のとおり可決すべきものと決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」「異議あり」と呼ぶ者あり〕

○奈良岡隆委員長 御異議がありますので、起立により採決いたします。

議案第 182 号については、原案のとおり可決すべきものと決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○奈良岡隆委員長 起立多数であります。

よって、議案第 182 号は、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第 183 号「契約の締結について（青森市役所新市庁舎建設機械設備工事）」を議題といたします。

本案に対する説明を当局から求めます。加藤総務部理事。

○加藤文男総務部理事 議案第 183 号契約の締結について（青森市役所新市庁舎建設機械設備工事）について御説明申し上げます。

お手元の契約の締結についての資料をごらんください。

3 の工事内容から御説明申し上げます。工事内容につきましては、青森市役所新市庁舎建設工事を行うに際し、それに付随する機械設備工事を行うものであります。

4 の工期につきましては、平成 31 年 9 月 30 日までとなっております。

5 の構造・規模につきましては、記載のとおりとなっております。

6 の工事種目につきましては、空調設備工事を初め、換気設備工事、自動制御設備工事のほか、資料記載の各工事となっております。

7 の入札結果につきましては、平成 29 年 10 月 30 日に一般競争入札を執行した結果、予定価格内で落札されましたので、4 億 824 万円で株式会社鹿内組と契約を締結しようとするものであります。

なお、参考資料として入札執行票及び公告を添付しております。

以上、御説明申し上げましたが、御議決賜りますようよろしくお願いいたします。

○奈良岡隆委員長 これより質疑を行います。

御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○奈良岡隆委員長 質疑はないものと認めます。

これより採決いたします。

本案については、原案のとおり可決すべきものと決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」「異議あり」と呼ぶ者あり〕

○奈良岡隆委員長 御異議がありますので、起立により採決いたします。

議案第 183 号については、原案のとおり可決すべきものと決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○奈良岡隆委員長 起立多数であります。

よって、議案第 183 号は、原案のとおり可決すべきものと決しました。

〔大矢保委員「ちょっといいですか」と呼ぶ〕

○奈良岡隆委員長 大矢委員。

○大矢保委員 この入札者の中に佐々木建設工業とあるんですけれども、この会社は機械設備工事ができる会社であったから応札させたんですか。

○奈良岡隆委員長 今回の質問は議案第 183 号に対してですか。

○大矢保委員 はい。中身について。

○奈良岡隆委員長 加藤総務部理事。

○加藤文男総務部理事 ただいまの御質問にお答えします。入札執行票にあります 2 番の佐々木建設工業のことだと思えます。こちらは登録業者として登録されておりますので、参加できます。

○奈良岡隆委員長 次に、議案第 207 号「字の区域の変更について」を議題といたします。

本案に対する説明を当局から求めます。総務部長。

○鈴木裕司総務部長 議案第 207 号字の区域の変更について御説明いたします。

資料をごらんください。

1 の字の区域の変更理由についてであります。青森県が国道 4 号が通行どめになった際の迂回路とするために実施いたします県道増田浅虫線道路拡幅改良工事に伴いまして、青森森林管理署に対して、管理署管内の馬場山国有林及び久栗坂山国有林についての買い受け及び譲与希望があり、青森森林管理署では現在売り払い及び譲与を予定しているとのことであります。

このことに伴いまして、青森森林管理署において表題登記の地番を設定する必要がありますことから、青森市に対しまして字の設定依頼があり、地方自治法第 260 条に基づきまして字の区域を変更するものであります。

2 の対象地域及び編入する字名についてですが、別紙 1 をごらんください。

浅虫地区周辺の広域図になります。右側の太線部分の箇所が県道増田浅虫線の拡幅改良工事を行う区間になります。

別紙 2 をごらんください。

字名の設定依頼のありました馬場山国有林の周辺図面になります。字名を設定する県道増田浅虫線については、浅虫地区と久栗坂地区との境になっておりますものの、浅虫地区馬場山国有林内にありますことから、大字浅虫字馬場山に編入することとしたいと考えております。

次に別紙 3 であります。

字名の設定依頼のありました久栗坂山国有林の周辺図面になります。字名を設定する地区については、近辺の字名が字山下となっておりますことから、大字浅虫字山下に編入することとしたいと考えております。

次に、最初の資料の 3 にお戻りいただいて、今後のスケジュールであります。

本定例会において御議決をいただいた際には、平成 30 年 1 月に告示を行う予定としております。この告示によってこの字の区域の変更についての効力を生ずるものであります。

以上、御説明申し上げましたが、御議決賜りますようよろしくお願いいたします。

以上でございます。

○奈良岡隆委員長 これより質疑を行います。

御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○奈良岡隆委員長 質疑はないものと認めます。

これより採決いたします。

本案については、原案のとおり可決すべきものと決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○奈良岡隆委員長 御異議なしと認めます。

よって、議案第 207 号は、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第 221 号「青森市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。

本案に対する説明を当局から求めます。総務部長。

○鈴木裕司総務部長 議案第 221 号青森市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について御説明申し上げます。

資料 1 をごらんください。

1 の概要につきまして、本年 8 月 8 日の人事院勧告及び 10 月 10 日の青森県人事委員会勧告を勘案いたしまして本市職員の給料月額の改定等を行うため、関係条例を改正しようとするものであります。

2 の改正対象条例についてです。資料記載のとおり、青森市職員の給与に関する条例を含め全部で 4 本であります。

なお、国の改正給与法につきましては、平成 29 年 12 月 8 日に可決、成立しており、また、青森県の改正条例につきましても、同じく 12 月 8 日に議決を受けております。

3 の改正内容であります。1 つは給料表の改定であります。

①行政職給料表につきましては、初任給 1000 円引き上げ、若年層におきましても同程度の改定を行おうとするものであり、その他の階層につきましては 400 円引き上げを基本としながら、平均改定率としては 0.2% の引き上げを行うものであります。また、②公安職、教育職、医療職等の給料表につきましても、行政職との均衡を考慮して改定するものであります。また(2)、(3)の任期付研究員及び任期付職員につきましては、現在在職者はおりませんが、これも行政職との均衡を考慮した引き上げを行うものであります。

次に、資料 1 の 2 ページをごらんください。

2 つ目、Ⅱの期末・勤勉手当の支給月数の改定であります。

民間の特別給の支給割合に見合うよう職員の勤勉手当の年間の支給月数を、一般職員については0.15月、再任用職員については0.05月、それぞれ引き上げようとするものであります。任期付研究員、任期付職員及び特別職並びに市議会議員につきましては勤勉手当の制度がありませんので、期末手当についての年間の支給月数を、任期付研究員と任期付職員については0.10月、特別職及び市議会議員についても同じく0.10月、それぞれ引き上げようとするものであります。

今回の改定による支給月数の引き上げ分につきましては、平成29年度分については年間の引き上げ分を12月支給分で一括して引き上げ、平成30年度以降については、この年間の引き上げ分を6月と12月の支給分に均等になるよう、それぞれ配分することとしております。

4の施行期日であります。平成29年度に係る改正については公布の日から、平成30年度以降に係る改正については平成30年4月1日からそれぞれ施行することとし、平成29年度分につきましては平成29年4月1日に遡及して適用することとし、引き上げによります差額については平成30年1月中に支給する予定としております。

今回の改定によります影響額としては、おおむね一年度で2億円程度となります。

資料2につきましては、改正案の新旧対照表となります。

この新旧対照表1ページ目、これについては職員の給与条例の平成29年度に係る改正についてのもの、2ページ目は同じく職員の給与条例の平成30年度に係る改正についてのものになります。

表の見方ですが、1ページ目の平成29年度に係る改正の左側の改正後の欄に記載された内容がそのまま2ページ目の平成30年度に係る改正の右側の改正前の欄の内容となっております。29年度、30年度それぞれにわたっての改正になりますので、そのような新旧対照表の作成の仕方をしております。同様のパターンで、3ページと4ページについては任期付研究員についての条例、それから5ページと6ページについては任期付職員についての条例、7ページと8ページについては特別職及び議員についての条例の新旧対照表であります。

内容につきましては、これまで御説明した内容と重複いたしますので割愛させていただきます。

なお、期末勤勉手当の支給割合につきましては、人事院勧告及び県の人事委員会勧告では、支給の単位を月数で表しておりますけれども、条例上は百分率であらわしております。

以上、御説明申し上げましたが、御議決を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

以上でございます。

○**奈良岡隆委員長** これより質疑を行います。

御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**奈良岡隆委員長** 質疑はないものと認めます。

これより採決いたします。

本案については、原案のとおり可決すべきものと決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○**奈良岡隆委員長** 御異議なしと認めます。

よって、議案第 221 号は、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、諮問第 8 号「下水道使用料の督促処分に対する審査請求に係る諮問について」から諮問第 15 号「下水道使用料の徴収処分に対する審査請求に係る諮問について」までの計 8 件については、内容に関連があることから一括議題といたします。

各諮問の内容及び各諮問に対する市当局の見解等について説明を求めます。総務部長。

○**鈴木裕司総務部長** 諮問第 8 号、諮問第 11 号、諮問第 12 号及び諮問第 14 号の下水道使用料の督促処分に対する審査請求に係る諮問について並びに諮問第 9 号、諮問第 10 号、諮問第 13 号及び諮問第 15 号の下水道使用料の徴収処分に対する審査請求に係る諮問についての合計 8 件につきまして一括で御説明させていただきます。

お手元の資料 1 の審査請求に係る諮問事案の概要をごらんください。

まず、本件事案に係る審査請求につきましては、1 の処分の内容にありますとおり、下水道使用料に係る督促処分及び徴収処分に対してなされたものであり、当該処分を行った処分庁は、2 の処分庁にありますとおり、青森市事務の委任及び補助執行に関する規則第 6 条第 1 号の規定によって市長から当該事務権限の委任を受けました青森市公営企業管理者企業局長となっております。

審査請求の経過であります。2 ページをごらんください。

当該審査請求に至った経過につきましては、3 の審査請求の経過にお示ししております。処分庁であります企業局長が平成 28 年 10 月分、11 月分、12 月分、平成 29 年 1 月分の下水道使用料督促状及び平成 28 年 11 月分、12 月分、平成 29 年 1 月分、2 月分の下水道使用料納入通知書をそれぞれ当該期日に審査請求人に送付しましたところ、当該処分を不服として、それらの取り消しを求める審査請求書がそれぞれ青森市長宛てに提出されたものであります。

次に、2 ページ下段になります。

1 の審査請求人の主張であります。まず、下水道使用料の督促処分に係る諮問第 8 号、第 11 号、第 12 号、第 14 号につきましては、下水道使用料督促状の発行には 70.6 円の経費がかかっているにもかかわらず、企業局長は青森市下水道条例——以下下水道条例と申しますが——には下水道使用料に係る督促手数料は徴収しないと書かれているので徴収しないと主張しているが、これは過てる下水道条例を根拠とした処分であり違法もしくは不当であるという主張であります。

次に、下水道使用料の徴収処分に係ります諮問第 9 号、第 10 号、第 13 号、第 15 号につきましては、過てる説明により改正された下水道条例は正当性がなく、その条例に基づく青森市の下水道使用料は違法、不当であるという主張であります。

3 ページをごらんください。

処分庁の主張であります。企業局長の主な主張といたしましては、まず、下水道使用料の督促処分に係る諮問第 8 号、第 11 号、第 12 号、第 14 号につきましては、処分庁は青森市事務の委任及び補助執行に関する規則第 6 条の規定によって下水道使用料の徴収及び還付に関することを受任しており、本件督促状による処分は地方自治法第 231 条の 3 などの規定に基づいて行った処分であるという主張であります。

次に、下水道使用料の徴収処分に係ります諮問第 9 号、第 10 号、第 13 号、第 15 号につきましては、処分庁は青森市事務の委任及び補助執行に関する規則第 6 条の規定により下水道使用料の徴収及び還付に関することを受任しており、本件通知書による処分は青森市下水道条例、地方自治法、同法施行令及び青森市企業局財務規程の規定に基づいて行った処分であるという主張であります。

次に、資料 2 の審査請求に係る審査庁である市長の見解等をごらんください。

審理員による審理結果について御説明いたします。審査請求人及び処分庁のそれぞれの主張を踏まえ、審理員による一連の審理手続が行われ、審理員意見書が提出されております。

まず、諮問第 8 号、第 11 号、第 12 号、第 14 号につきましては、本件事案に係る処分の違法性または不当性について、審査請求人は、下水道使用料督促状の発行に経費がかかっているにもかかわらず、下水道使用料にかかる督促手数料を徴収しないと規定した条例に基づく本件督促状による処分は違法もしくは不当であると主張する。

しかし、地方自治法第 231 条の 3 第 2 項では、普通地方公共団体の長は同条第 1 項の歳入について、同項の規定による督促をした場合においては条例

の定めるところにより手数料及び延滞金を徴収することができる旨規定されており、督促手数料を徴収するか否かは普通地方公共団体の裁量によるものであって、下水道条例第30条の2第3項では督促手数料を徴収しない旨規定しているため、処分の取り消しを求める理由としては採用することができない。

また、審査請求人は審査請求書、反論書及び本件審査請求に係る口頭意見陳述の中で種々の主張を行っているが、これらの主張はいずれも本件処分の取り消しを求める理由としては採用することができず、結論として、本件審査請求は棄却されるべきであるとの意見が示されております。

次に、1ページの下段から2ページ上段までをごらんください。

諮問第9号、第10号、第13号、第15号につきましては、本件事案に係る処分の違法性または不当性について、本件通知書による処分については、青森市事務の委任及び補助執行に関する規則第6条第1号の規定に基づいて、事務委任を受けた企業局長が行ったものである。

また、審査請求人が下水道を使用した事実及び排水量については争いがなく、下水道条例第23条では、公共下水道の使用料は使用者から徴収するとされていることから、本件通知書による処分は、当該規定に基づき、公共下水道の使用者である審査請求人に対して行われたものである。

したがって、本件通知書による処分については、関係法令を遵守して適正に行われたものであり、違法または不当な点は存在しない。

また、審査請求人は、審査請求書、反論書及び本件審査請求に係る口頭意見陳述の中で種々の主張を行っているが、これらの主張はいずれも本件処分の取り消しを求める理由としては採用することができず、結論として本件審査請求は棄却されるべきであるとの意見が示されております。

当該審理結果を受けまして、審査庁において、審理員から提出された意見書及び事件記録並びに関係法令等を確認いたしました。本件処分について審理員が行った審理手続及び法令解釈等に誤りや不合理な点なども認められないため、その内容は妥当であるとの結論に至ったところであります。

したがって、審査庁といたしましては、資料2の2ページ中段の審査庁である市長の見解にありますとおり、審理員意見書のとおり審査請求人の主張する違法または不当な点は認められないため、当該審査請求については棄却すべきものと考えております。

説明については以上であります。本件事案についての参考資料といたしまして、審理員意見書及び事件記録をお配りしておりますので、あわせてごらんいただきたいと思います。

説明については以上でございます。

○奈良岡隆委員長 これより質疑を行います。

御質疑、御意見等ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○奈良岡隆委員長 質疑はないものと認めます。

それでは、各委員から、各諮問について、総括的な御意見を伺いたいと思います。

御意見のある委員は発言をお願いします。山脇委員。

○山脇智委員 総務部長のほうから説明を受け、また審理員の意見書等見たんですけれども、その都度、市の説明のとおりだと思いますし、これまで本委員会の場でも一貫して同様の請求を棄却してきた経緯があると思いますので、今回の諮問についても、市の説明のとおり、私は全て棄却でいいと思います。

○奈良岡隆委員長 ほかに発言ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○奈良岡隆委員長 それでは、各諮問に対してどのように意見を述べるのか確認したいと思います。

まず、各諮問に対する意見は、答申書を作成の上、棄却、却下、認容などの意見を掲載することによろしいですか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○奈良岡隆委員長 次に、答申書（案）の作成は、正副委員長に一任することによろしいですか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○奈良岡隆委員長 次に、答申書（案）の確認は報告案件まで終了した後に、本委員会を暫時休憩とし、その間に正副委員長が答申書（案）を作成し、委員会再開後に答申書（案）の内容を確認するということによろしいですか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○奈良岡隆委員長 また、その答申書（案）の確認の際には、理事者の出席は求めないこととしたいと思いますが、よろしいですか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○奈良岡隆委員長 それでは、本委員会に付託されました諮問の採決の方法についてお諮りいたします。

採決の方法は、諮問第8号「下水道使用料の督促処分に対する審査請求に係る諮問について」から諮問第15号「下水道使用料の徴収処分に対する審査請求に係る諮問について」までの計8件を一括してお諮りしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○奈良岡隆委員長 御異議なしと認めます。

よって、採決の方法は、諮問第8号「下水道使用料の督促処分に対する審

査請求に係る諮問について」から諮問第 15 号「下水道使用料の徴収処分に対する審査請求に係る諮問について」までの計 8 件を一括してお諮りすることに決しました。

それでは、諮問第 8 号から諮問第 15 号までの計 8 件について、委員会としての結論を確認いたします。

諮問第 8 号から諮問第 15 号までの計 8 件についての市の見解は、棄却することが適当とのことでした。

また、委員から棄却すべきとの御意見がありましたが、本委員会としては棄却すべきであると答申すべきものと決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○奈良岡隆委員長 御異議なしと認めます。

よって、諮問第 8 号から諮問第 15 号までの計 8 件については、棄却すべきであると答申すべきものと決しました。

以上で、今期定例会において本委員会に付託されました議案及び諮問の審査は終了いたしました。

～～中略～～

○奈良岡隆委員長 この際、暫時休憩いたします。

再開時刻は、11 時 45 分からといたします。

委員会再開後に、正副委員長が作成した答申書（案）を確認していただきます。

よろしく申し上げます。

午前 11 時 33 分休憩

午前 11 時 47 分再開

○奈良岡隆委員長 休憩前に引き続き委員会を開きます。

先ほど棄却すべきであると答申すべきものと決した諮問第 8 号「下水道使用料の督促処分に対する審査請求に係る諮問について」から諮問第 15 号「下水道使用料の徴収処分に対する審査請求に係る諮問について」までの計 8 件に対する答申書（案）について、ただいまから審査いたします。

まず、先ほど各諮問に対してどのように意見を述べるかについては、答申書を作成し答申することとし、答申書（案）の作成については、正副委員長に一任されました。

また、各諮問については、全員異議なく、審査請求について棄却すべきであると答申すべきものと決したところであります。

そこで、各諮問に対する答申書（案）をお手元に配付しておりますので、答申書（案）の内容について、副委員長から説明させます。村川副委員長。

○村川みどり委員 それでは、私から読ませていただきます。

まず、諮問第 8 号、諮問第 11 号、諮問第 12 号及び諮問第 14 号について御説明いたします。

「下水道使用料の督促処分に対する審査請求に係る諮問について」の答申（案）であります。お手元の答申書（案）のとおり、「下水道使用料の督促に係る事務は、違法、不当とは認められず、処分庁である企業局長が行った処分は妥当である。したがって、下水道使用料の督促処分に対する審査請求については棄却すべきである。」

以上の案を提案したいと思います。

続いて、諮問第 9 号、諮問第 10 号、諮問第 13 号及び諮問第 15 号について御説明いたします。

「下水道使用料の徴収処分に対する審査請求に係る諮問について」の答申（案）であります。お手元の答申書（案）のとおり、「下水道使用料の徴収に係る事務は、違法、不当とは認められず、処分庁である企業局長が行った処分は妥当である。したがって、下水道使用料の徴収処分に対する審査請求については棄却すべきである。」

以上の案を提案したいと思います。

○奈良岡隆委員長 それでは、各諮問に対する答申書（案）について各委員から御意見等をいただきたいと思っております。御意見等ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○奈良岡隆委員長 それでは、各答申書（案）のとおり答申することによろしいですか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○奈良岡隆委員長 それでは、各答申書（案）のとおり答申することに決しました。

以上で、今期定例会において本委員会に付託された諮問に対する答申書（案）の審査は終了いたしました。

以上をもって、本日の案件は全て終了いたしました。

これにて、本日の委員会を閉会いたします。

（ 審 査 終 了 ）